総 税 市 第 42 号 平成 29 年 4 月 19 日

各道府県総務・税務主管部長 東京都総務・主税局長 殿

> 総務省自治税務局市町村税課長 ( 公 印 省 略 )

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)に係る事務における マイナンバーの適切な取扱いについて(通知)

地方税事務におけるマイナンバーの取扱いについては、「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて(通知)」(平成 29 年 2 月 16 日付総税市第12 号自治税務局長通知)のとおり、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知徹底を図ってきたところです。

個人住民税の特別徴収に係る事務においても、マイナンバーが記載された特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)様式 第三号様式)を、今年度から各市区町村は特別徴収義務者に対し送付することとなることから、すでに「平成29年度分の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の送付に関する留意事項について(通知)」(平成29年3月2日付事務連絡)で適切な対応をお願いしているところですが、改めて下記留意点を踏まえ、マイナンバーを取扱う際の事務処理状況を再点検し、必要な措置を講じるようお願いします。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 基づく技術的助言であることを申し添えます。

- 1 個人住民税の特別徴収事務において、マイナンバーの適切な取扱いを徹底 し、特別徴収税額通知において、本人のマイナンバーが正しく記載されてい ることを、複層的なチェックにより確実に確認すること。
- 2 特別徴収税額通知の送付にあたっては、特別徴収義務者において定めるマイナンバーを取り扱うこととされた部署や担当者に送達されるよう、できる限り詳細に送付先(宛名)を記載するとともに、正しく記載されていることを、複層的なチェックにより確実に確認すること。
- 3 特別徴収税額通知の印刷・発送業務等を委託している場合、市区町村は、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第11条に基づき、特定個人情報の安全管理が図られ るよう、受託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

以上

総務省自治税務局市町村税課住民税第三係 前川、齋藤

電話:03-5253-5669 (直通)

E-mail:y.maekawa@soumu.go.jp